○石川町工事請負契約約款

平成19年6月29日 約款第2号

改正 平成22年3月31日約款第1号 平成23年3月25日約款第1号 平成23年3月31日約款第2号 平成25年3月29日約款第1号 平成26年3月31日約款第1号 平成28年3月31日約款第1号 平成28年12月28日約款第2号 平成29年3月31日約款第1号

(総則)

- 第1条 発注者(以下「発注者」という。)及び受注者(以下「受注者」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物 を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設,施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求,通知,報告,申出,承諾及び解除は,書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語と

する。

- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計 図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定 めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年 法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる ものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 13 受注者が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、その旨を発注者に届け出なければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約の締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負 代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出 しなければならない。
- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。 (契約の保証)
- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行,発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による 保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保 証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の1

- 0分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、 受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 契約保証金から生じた利子は、発注者に帰属するものとする。 (権利義務の譲渡等)
- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又 は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、 この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち 第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定 による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、 貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あら かじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立 してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け 負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

- 第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注 者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもの のほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する 指示,承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は 受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理,立会い,工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める発注者に対する請求,通知,報告,申出,承諾及び解除 については,設計図書に定めるものを除き,監督職員を経由して行うものと する。この場合においては,監督職員に到達した日をもって発注者に到達し たものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところによりその氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
 - (1) 現場代理人

- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者,それ以外の場合は主任技術者(同法第26条第3項の工事の場合は、専任の主任技術者(監理技術者)。ただし、当該工事が同法第26条第4項の工事にも該当する場合には、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者。)
- (3) 専門技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条の2 に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、 取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保され ると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しない こととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理 人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権 限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人,主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は,これを兼ねる ことができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発 注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者若しくは監理技術者 又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)

- の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由 を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。) その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項 について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知 しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められると きは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとる べきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項に ついて決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知し なければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計 図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質(営繕工事 にあっては、均衡を得た品質)を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで

工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計 図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材 料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当 該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当 該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項,第3項又は前項の場合において,見本検査又は見本若しくは工事 写真等の記録の整備に直接要する費用は,受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。) 及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名,数量,品質, 規格又は性能,引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若 しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用 を負担しなければならない。

- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工 上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要 とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに 確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成,設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において,当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料,建設機械器具,仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは,受注者は,当該物件を撤去するとともに,当該工事用地等を修復し,取り片付けて,発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件 を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発 注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取

片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分 又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発 注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならな い。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限,方法等については,発注 者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、 監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。 この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の 責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるとき は工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必 要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 図面, 仕様書, 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致

しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。

- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状,地質,湧水等の状態,施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に 掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなけ ればならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会 いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目 的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において,発注 者は,必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し,又

は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象 (以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中 止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させるこ とができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完

成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工 期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、 受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。 ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が 定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を 定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工 事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を 控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は 物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同 じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額 につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の

- 日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、 前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者 とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わな い場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、 受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直 ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、 受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、

当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた 損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は 第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を 負担する。ただし、その損害(第47条第1項の規定により付された保険等 によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由によ り生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその 損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第47条第1項の規定 により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において 同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、 発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合 においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。 (不可抗力による損害)
- 第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものに あっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責 めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。) により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建

設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその 状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による 費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めると ころにより算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負 代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応

する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回 復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものにつ いては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起

算して14日以内に受注者の立会いの上,設計図書に定めるところにより, 工事の完成を確認するための検査を完了し,当該検査の結果を受注者に通知 しなければならない。この場合において,発注者又は検査職員は,必要があ ると認められるときは,その理由を受注者に通知して,工事目的物を最小限 度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡 しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。こ の場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注 者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事 の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払い を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起 算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意を もって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したこと によって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければなら ない。

(前金払)

- 第34条 受注者は、請負代金額が100万円以上の場合に限り、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託してその保証証書記載の保証金額の範囲内において請負代金額の10分の4以内の額(1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の前払金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、請負代金額が1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上の場合に限り、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなけれ

ばならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者 の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知 しなければならない。

- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の 請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する 額の範囲内で前払金(1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て る。)の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規 定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5 (第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6。1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第32条、第37条又は第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中から超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6。1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の支

払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第35条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに寄託しなければならない。ただし、前払金超過額を返還する場合における保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないものとする。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発 注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。 (前払金の使用等)
- 第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。),動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。 (部分払)
- 第37条 受注者は、請負代金額が100万円以上である場合に限り、かつ、 工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額(以下この条において「出来高金額」という。)が請負代金額の10分の5を超えた場合において、工事の完成前に、当該請負代金相当額の10分の9以内の額(1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)について、次項から第10項までに定めるところにより部分払を請

求することができる。ただし、この請求は、工期中次の表に定める回数を超 えることができない。

請負代金額	前金払をしない場	前金払をする場合	
	合	中間前金払をしな	中間前金払をする
		い場合	場合
1,000万円未満	2回	1回	1回
1,000万円以上	3回	2回	1回
2,000万円未満			
2,000万円以上	発注者と受注者とが協議して別に契約で定める回数		

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料又は製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、 受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から30 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 第1項の場合において、受注者が既に前金払により請負代金の一部の前払 を受けているときは、同項の規定により請求をすることができる額は、次の 算式により算定して得た額以内の額(1万円未満の端数があるときは、その 端数は切り捨てる。)とする。
 - (1) 部分払がまだ一度もなされていない場合

(出来高金額×9/10)—(前払金額×9/10×(出来高金額/請 負代金額))

(2) 部分払が既になされている場合

(出来高金額×9/10) — (前払金額×9/10×(出来高金額/請 負代金額) +既に部分払されている額)

- 7 第35条第2項ただし書の規定により受注者が保証契約を変更しないため 保証期間が満了した場合において、当該保証期間満了後に部分払として請求 することができる額は、前項の規定にかかわらず、次の算式により算定して 得た額以内の額(1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。) とする。
 - (1) 部分払がまだ一度もなされていない場合(出来高金額×9/10) 一前払金額
 - (2) 部分払が既になされている場合

(出来高金額×9/10) — (前払金額+既に部分払されている額)

- 8 第1項及び前2項の場合において、出来高金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第5項の規定による請求を受けた日から1 0日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 請負代金額が著しく増額された場合において、部分払の金額及び請負代金額の別による部分払の請求をすることができる回数は、当該増額後の請負代金額について第1項、第6項及び第7項の規定を適用して得られたところによる。この場合において、既に支払われている部分払の金額が当該増額後の請負代金額について第1項、第6項及び第7項の規定を適用して得られる部分払の金額に満たないときは、受注者は、その差額に相当する額について発注者に対し支払いの請求をすることができる。第5項の規定は、この場合における当該差額に相当する額の支払いについて準用する。
- 10 請負代金額が著しく減額された場合において、部分払の金額及び請負代金額の別による部分払の請求をすることができる回数は、当該減額後の請負

代金額について第1項,第6項及び第7項の規定を適用して得られたところによる。この場合において,既に支払われている部分払の金額が当該減額後の請負代金額について,第1項,第6項及び第7項の規定を適用して得られる部分払の金額を超えるときは,受注者は,その超える額に相当する額を第34条第4項の規定の例による期限までに発注者に返還しなければならないものとし,また,当該返還金を当該期限までに返還しなかったときは,受注者は,発注者に対して同条第6項の規定の例により遅延利息を支払わなければならない。

(部分引渡し)

- 第38条 第31条及び第32条の規定は、工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについて準用する。この場合において、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と,同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。
- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定して得た額(1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)とする。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第31条第2項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額-(前 払金額×指定部分に相応する請負代金の額/請負代金額)

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につ

- き、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、 受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記 がなされている委任状の添付があるときは、当該第三者に対して第32条(前 条において準用する場合を含む。)又は第37条の規定に基づく支払いをし なければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

- 第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用 する第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払 いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の 施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理 由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、 必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注 者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等 を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要 とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければ ならない。

(瑕疵担保)

- 第41条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は,第31条第4項又は 第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に よる引渡しを受けた日から次の各号に掲げる区分に応じ,当該各号に定める

期間以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第87条第1項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)には、当該請求をすることのできる期間は、10年とする。

- (1) 石造,土造,煉瓦造,金属造,コンクリート造及びこれらに類する ものによる建物その他土地の工作物又は地盤の瑕疵 2年
- (2) 設備工事及び前号に掲げる瑕疵以外の瑕疵 1年
- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第 1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕 疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその 瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第 2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項 の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは 監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者 がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかった ときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第42条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する 請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割 合で計算した額(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨

てる。)とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において 準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合におい ては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセント の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨 てる。)の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第42条の2 受注者(共同企業体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく 排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業 者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等 に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないと きは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をい う。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、こ

- の契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行機関を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

- 第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経 過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められると き。
 - (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を,受注者が法人である 場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結 する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員に よる不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己,自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって,暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を 供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若 しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - へ 下請契約又は資材,原材料の購入契約その他の契約にあたり,その相 手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら,当該者と 契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、 原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する

場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受 注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第43条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請 負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内 に支払わなければならない。
 - (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき 事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する 場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合(前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による解除)

- 第43条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、当

該排除措置命令が同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
- (3) 受注者が、独占禁止法第66条に規定する審決(同法第66条第3項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。)を受け、当該審決の取り消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (4) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は,前項による解除の場合に準用する。 (協議解除)
- 第44条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第43条の規定によるほか、 必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及 ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

- 第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除 することができる。
 - (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の 2以上減少したとき。
 - (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工

期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中 止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了し た後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

- 第46条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担と する。
- 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を、第46条の2第1項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあっては当該賠償金の額を、第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第43条の2第2項又は第43条の3の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額(1、000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の利息を付した額を、解除が第44条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければなら

ない。

- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、 第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発 注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者 の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検 査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原 状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当 該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与 品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若 しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければな らない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限,方法 等については,この契約の解除が第43条,第43条の2第2項又は第43 条の3の規定によるときは発注者が定め,第44条又は前条の規定によると

きは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項 後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、 発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予約)

- 第46条の2 受注者は、第43条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 第43条の2第1号から第4号までのうち、命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合
 - (2) 第43条の2第1項第5号のうち、受注者に対して刑法第198条 の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超 える場合において、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げ るものではない。
- 3 発注者は、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して第1項の責任を負うものとする。

(火災保険等)

第47条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。 (賠償金等の徴収)
- 第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金,損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは,発注者は,その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年2.7パーセントの割合で計算した利息(1,000円未満の端数があるときは,その端数は切り捨てる。)を付した額と,発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し,なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.7パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第49条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による福島県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第50条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん 又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定に かかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服 する。

(補則)

第51条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附則

- 1 この約款は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 石川町工事請負契約約款(平成9年3月28日約款第1号)は,廃止する。附 則(平成22年約款第1号)
 - この約款は、平成22年4月1日から施行する。 附 則(平成23年約款第1号)
 - この約款は、平成23年4月1日から施行する。 附 則(平成23年約款第2号)
 - この約款は、平成23年4月1日から施行する。 附 則(平成25年約款第1号)
 - この約款は、平成25年4月1日から施行する。 附 則(平成26年約款第1号)
 - この約款は、平成26年4月1日から施行する。 附 則(平成28年約款第1号)
 - この約款は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(平成28年約款第2号)
 - この約款は、平成29年1月1日から施行する。 附 則(平成29年約款第1号)
 - この約款は、平成29年4月1日から施行する。

石川町工事請負契約約款の運用基準

第1条関係

- (1) 第3項において、仮設、施工方法等についてその責任の所在を明らかにするため、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定めることとしているので、設計図書における特別の定めについては、その必要性を十分検討し、必要最小限のものとすること。
- (2) 第5項において、本約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、適切に措置すること。
- (3) 第12項においては、受注者が共同企業体を結成している場合には、 発注者と受注者との間では全ての行為は共同企業体の代表者を通じて行う ことを明記したものであること。

第2条関係

関連工事における工程等の調整は、本条において発注者が行う。また、第 9条第2項の規定に基づき、設計図書に定めるところにより、監督職員がそ の調整を行う権限を有する。

第3条関係

- (1) 請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)については、発注者及び受注者を拘束するものではないので、第24条の規定による請負代金額の変更、第29条の規定による不可抗力による損害の負担、第37条の規定による部分払等を行う場合の額の確認に当たっては、工程表を参考にして設計図書の内訳により行うこと。
- (2) 第1項に「契約締結後14日以内に」と規定されているが、工期、 工事の態様等により、14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を 考慮し、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。
- (3) 内訳書は従来のとおり、特約条項により提出を免除することができるが、本約款第1条第3項の規定により、受注者に大幅な自主施工を認め

た場合においては、施工計画等を承知しておく意味から内訳書の提出を求めることができる。

第4条関係

- (1) 請負代金額が500万円未満の工事請負契約については,石川町財務規則(昭和58年石川町規則第17号)第99条の規定により契約の保証を免除することができる。
- (2) 役務的保証を必要とする場合には、契約の保証として、公共工事履行保証証券による保証のみを求めること。この場合には、あらかじめ財政担当課長の承認を得ること。

第7条関係

「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事 現場の担当責任者の名称等を含むものであること。

第9条関係

- (1) 受注者に対する監督職員氏名の通知は、金抜設計書に明示することによって行うこと。
- (2) 第3項にいう「2名以上の監督職員を置き,前項の権限を分担させたとき」とは、同一の監督業務について、2名以上の監督職員を任命して権限を分担させた場合をいい、この場合には、それぞれの職務権限の内容を金抜設計書に明示すること。
- (3) 第4項は第1条第5項の特則を規定したものではなく、約款でなく 設計図書において権限が創設される監督職員の指示又は承諾について、原 則、書面によることを定めたものであること。

第10条関係

第3項について、少なくとも次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うこと。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開

始されるまでの期間。

- (2) 第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- (3) 橋梁, ポンプ, ゲート, エレベーター等の工場製作を含む工事であって, 工場製作のみが行われている期間。
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

第11条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

第13条関係

- (1) 第3項に「検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない」と規定されているが、検査の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。
- (2) 第5項に「検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない」と規定されているが、工事材料の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。

第14条関係

- (1) 第4項に「立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない」と規定されているが、立会い又は見本検査の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。
- (2) 第5項前段に「監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内

に応じないため」と規定されているが、立会い又は見本検査の態様、施工 条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、必 要な範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。

第15条関係

第1項の貸与品の「性能」については、使用時間又は使用日数及び最終定期調整後の使用時間又は使用日数を設計図書に明示すること。

第16条関係

- (1) 第1項は発注者の工事用地の確保義務を規定したものであるが、「受注者が工事の施工上必要とする日」とは受注者の工事の進捗状況を考慮して現実に受注者が工事を施工するため用地を必要とする日をいう。
- (2) 第3項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を発注者に返還することが含まれること。
- (3) 第4項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれること。

第20条関係

- (1) 第1項において、工事用地等の確保ができないため工事の全部又は 一部の施工を中止させなければならない場合とは、現実に受注者が工事を 施工できないと認められるときをいう。
- (2) 第3項の「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し、又は 工事の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされ る費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する 費用、工事を再開するため労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用 等をいう。

第23条関係

(1) 第1項の「工期の変更」とは,第15条第7項,第17条第1項, 第18条第5項,第19条,第20条第3項,第21条第1項,第22条 第1項及び第2項並びに第40条第2項の規定に基づくものをいう。

- (2) 第1項に「協議開始の日から14日以内に」と規定されているが、 工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約 すること。
- (3) 第2項にいう「工期の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督職員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、発注者が工事の施工の一時中止を通知した日、第40条第2項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。

第24条関係

- (1) 第1項の「請負代金額の変更」とは,第15条第7項,第17条第 1項,第18条第5項,第19条,第20条第3項,第21条第2項,第 22条第3項及び第40条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項に「協議開始の日から14日以内に」と規定されているが、 工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。
- (3) 第2項にいう「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条 第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、 支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第 17条第1項においては、監督職員が改造の請求を行った日、第18条第 5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条におい ては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、発注者 が工事の施工の一時中止を通知した日、第21条第2項においては、受注

者が同条第1項の請求を行った日,第22条第3項においては,発注者が同条第1項又は第2項の請求を行った日,第40条第2項においては,受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。

(4) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を及ぼした場合」とは、第15条第7項、第17条第1項、第19条、第20条第3項及び第40条第2項の規定に基づくものをいう。

第25条関係

- (1) 第1項の請求は、残工事の工期が2月以上ある場合に行うことができること。
- (2) 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、第1項の請求があった日から起算して、14日以内で発注者が受注者と協議して定める日において、監督職員に確認させるものとする。この場合において受注者の責めにより遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めること。
- (3) 第3項に「協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合」と 規定されているが、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当で ない場合は、当該事情を考慮し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮 した日数を別途特約すること。
- (4) 第4項に規定する再スライドを行う場合は、(1)から(3)まで を準用すること。
- (5) 発注者は、現場説明書により(1)及び(2)の事項を了知させること。
- (6) 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引上げのような特別な要因をいう。
- (7) 第7項に「協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合」と 規定されているが、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当で ない場合は、当該事情を考慮し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮

した日数を別途特約すること。

第29条関係

- (1) 第4項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額をいう。
- (2) 1回の損害額が当初の請負代金額の1,000分の5の額(この額が20万円を超えるときは20万円)に満たない場合は,第4項の「当該損害の額」は0として取り扱うこと。
- (3) 第4項の「当該損害の取片付けに要する費用」とは、第2項により 確認された損害の取片付けに直接必要とする費用をいう。
- (4) 発注者は、現場説明書により(1)及び(2)の事項を了知させること。

第30条関係

第1項に「協議開始の日から14日以内に」と規定されているが、工期、 工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮 し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。

第37条関係

第8項に「請求を受けた日から10日以内に」と規定されているが、工期、 工事の態様等により、10日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考 慮し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。 第38条関係

第2項に「請求を受けた日から14日以内に」と規定されているが、工期、 工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮 し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。

第42条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に参入しないこと。
- (2) 工期内に工事が完成し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約書記載の工事完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅

延日数を算定すること。

第46条関係

- (1) 第6項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を発注者に返還することが含まれること。
- (2) 第7項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれること。

第47条関係

第2項の場合において、火災保険以外の保険に係る証券又はこれに代わる ものについては、確認後受注者に返還すること。

第50条関係

「仲裁合意書」は、別記様式によること。

別記様式

[裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

仲 裁 合 意 書

工 事 名

工事の場所

年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、 発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その 仲裁判断に服する。

管轄審査会名 福島県建設工事紛争審査会

年 月 日

発注者 印

受注者

〔裏面〕

仲裁合意書について

1) 仲裁合意について

仲裁合意とは,裁判所への訴訟に代えて,紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する 当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たと えその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という。)は、国土交通省に、都道府県紛争審査会(以下「都道府県審査会」という。)は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法の規定が適用される。

別記様式